

令和8年8月吉日

各 団 体 の 長 殿

広島労働局雇用環境・均等室長

令和8年 10 月 1 日施行となる法令等の改正について(周知協力依頼)

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和7年6月に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正」及び「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正」が公布され、令和8年 10 月 1 日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されることとなります。

また、令和8年4月 28 日、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、同年 10 月 1 日から、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されるため、広島労働局ホームページのトップ画面に特設ページを設け、周知を行っているところです。

つきましては、関係リーフレット等を下記のとおり同封しますので、事業主等への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

○リーフレット「令和8年 10 月 1 日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」…2部

○リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります(令和8年 10 月 1 日施行)…」2部

(担当)後藤・砂

(電話)082-221-9247

